

# (2) 飲食店以外への要請③

特措法第24条第9項

## ③ イベント関連施設

施設の種類	内 訳	要 請 内 容
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	【人数上限・収容率】 人数上限5000人 かつ 収容率50%以内
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
③ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	【営業時間短縮】 ▶イベント開催時:21時まで ▶イベント開催以外※:20時まで ※1,000㎡以下は働きかけ  ・オンライン配信の場合は時間短縮不要
④運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	
⑤博物館等	博物館、美術館 等	
⑥結婚式場	結婚式場	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">特措法第45条第2項</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛</li> <li>・営業時間短縮(5時から20時まで) (法に基づかない働きかけ)</li> <li>・1.5時間以内の開催</li> <li>・参加人数50人以下又は収容率50%以内</li> </ul>
⑦葬祭場	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> <li>(法に基づかない働きかけ)</li> <li>・酒類提供の自粛</li> </ul>

※府立施設(併設駐車場含む)は、施設利用を休止  
ただし、既に利用計画があり代替施設での開催が困難なイベントは除く